

国家戦略特区における審査・選定について

募集要綱 首相官邸ホームページ

提案の取り扱い

(1) ご応募いただいた提案は、WGにおいて選定し、適宜、WG委員によるヒアリングを実施します。ヒアリング対象となる提案者に対しては追って連絡致します。



安倍総理の答弁 (平成30年5月14日衆議院予算委員会)

- ワーキンググループは全員民間議員で、・・・その主導の中で、いわば選定等も事実上行われているわけでございます。
- ワーキンググループが物事を決めていって、・・・事実、ここで決まったことを私が覆したことは一度もありませんよ。
- この国家戦略特区諮問会議のまさに前日あるいは当日に、どういう形で会議を進めていって、どういうことが決定されるかもということが私に秘書官から伝えられるわけでございまして、そこはまさに、事実上、もう中身が決まったことを決定する場でしかないわけであります。



毎日新聞報道 (令和元年6月11日朝刊1面)

★特区提案者から指導料 WG委員支援会社200万円、会食も



国家戦略特区ワーキンググループ有志が反論 首相官邸ホームページ (令和元年9月1日)

★特区WGは「審査・選定」はしません。

提案募集要綱 書きかえ 首相官邸ホームページ (令和元年10月7日)

提案の取り扱い

(1) 募集した提案のうち、本提案募集の趣旨に資するものについては、必要に応じてワーキンググループ (WG) 委員によるヒアリングを実施します。

答弁修正・謝罪 (衆議院予算委員会 令和元年10月10日)

北村担当大臣

○ワーキンググループは選定をする場所ではございません。

安倍総理

○誤解を生じかねないものとなった点については率直にお詫びを申し上げたい。



5月31日 水政審（資源管理分科会）	5月31日 水産WG（水産庁ヒアリング）
6月1日 活力創造本部 「水産政策の改革について」	
6月15日 骨太方針（閣議決定） 「水産政策の改革について」に即し見直し。	6月15日 規制改革実施計画（閣議決定） 「水産政策の改革について」速やかに措置
9月19日 水政審（企画部会）	
10月2日 水政審（資源管理分科会）	
	10月29日 水産WG（水産庁ヒアリング）
11月6日 法案閣議決定	

(参考)

国家戦略特区ワーキンググループにおける水産関係の議論の状況

平成26年度

- 8月5日 民間研究員 「漁業権の民間開放」
- 8月19日 水産庁ヒアリング 「漁業権の民間開放」
- 9月19日 水産庁ヒアリング 「漁業権の許可の柔軟化」
- 1月15日 水産庁ヒアリング 「特定区画漁業権の免許に関する優先順位等の見直し」
- H.27**
- 1月30日 水産庁ヒアリング 「特定区画漁業権の免許に関する優先順位等の見直し」
- 2月9日 水産庁ヒアリング 「特定区画漁業権の免許に関する優先順位等の見直し」

☆10月前後 真珠養殖業者非公式ヒアリング
(H28.9/7 議事要旨から判明し、R1.6/14 野党合同ヒアリングで存在を認める)

☆10月28日 水産庁よりヒアリング概要提出 (R1.6/20 野党合同ヒアリング)

平成28年度

- 9月7日 水産庁ヒアリング 「真珠に関わる漁業権の民間への規制緩和について」
- 11月22日 水産庁ヒアリング 「真珠に関わる漁業権の民間への拡大」
- 1月18日 水産庁ヒアリング 「真珠に関わる漁業権に課する負担金制度の透明化」
- 3月16日 水産庁ヒアリング 「真珠に関わる漁業権に課する負担金制度の透明化」

● 平成30年12月5日 提出

● 平成30年12月6日 お昼の農水理事会で提出

● 平成30年12月6日 委員会が紛糾して散会後提出

国家戦略特区WGヒアリング概要
(真珠に関わる漁業権の民間への規制緩和に係る提案)

- 1 日時：平成27年10月28日（木）9:30～10:00
 - 2 先方対応者：WG委員 八田座長、原委員、阿曾沼委員、本間委員
 - 3 概要：
- 冒頭、当方菅家水産庁企画課長及び保科栽培養殖課長より、資料について説明後、主なやり取りは以下のとおり。
 - 菅家課長より、提案に関して
 - ① 現在でも、母貝養殖と真珠養殖の免許の双方をとって両方に参入している者は多数おり、制度が障害になっているとは考えていない
 - ② 具体的な提案者や対象地域がわかれれば、参入できるよう対応を考えることができると思うので、本ヒアリング要請の際に出された提案事項はどこから出たものであるか教えていただきたい
 - ③ 「迷惑料」といった不透明な料金徴収の実態があるのであれば、こちらとしても指導し、是正する必要があるので教えていただきたい
 - ④ 区域会議という調整主体が行政処分をすることはある得ず、また、免許に関する行政争訟の対象となる主体が明確とならないため、区域会議が免許することは考えられないが、これも提案者の提案事項なのかと発言。
 - 八田座長からは、①について提案者が公開を希望していないため、現時点で教えることはできないと回答。また、②については、不透明の基準を教えていただきたいと発言。また、③については、国家戦略特区については、国と自治体が一緒になって進めることとされており、また、これも提案者の提案であると回答。
 - 菅家課長より、漁業権行使料については、漁業権の管理調整に要するコスト以外を徴収することのないよう、国から通知を出しているところであると回答。
 - 本間委員より、具体的な行使料の事例を把握していないのかと質問。原委員からも、国が行使料の実態を把握する必要があるのではないかと発言。
 - 菅家課長より、
 - ① 行使料は、漁業や海面の実態によって漁協ごとに定められており、国が事例として聞き取ることは可能であるが、全てを把握することは難しいこと。
 - ② 行使料は、知事の認可を要する漁業権行使規則に定められるものであり、行政が関与する形になっていること。
 - ③ 漁業権の免許は自治事務であり、先ほどの通知も技術的助言として出しており、行使料については知事が把握・指導するものであること。
 を回答。

- 阿曾沼委員より、自治事務であっても、行使料について国が一定の基準を示す必要があるのではないかと発言。
- 原委員から、真珠養殖業と真珠母貝養殖業で漁業権の優先順位が異なる理由及び真珠養殖業の場合の行使料の徴収主体について質問。
- 菅家課長より、真珠母貝は養殖に特に技術が必要というわけではなく、養殖ができる者が多数に上るため、全体の管理調整をする者が必要であることから、特定区画漁業権として、地元漁協を第1優先順位としている。一方で、真珠養殖は、資料で説明したとおり、非常に高い技術が必要であり、参入する者も自ずと限られることから、調整上の問題が少ないため、養殖技術を要する経営者に直接免許していると回答。また、行使料は、特定区画漁業権において、その漁業権行使の管理調整コストとして免許を有する漁協が徴収するものであり、真珠母貝養殖業では行使料を徴収することがあるが、経営者に直接免許する真珠養殖業において、行使料を徴収するといったことはないと説明。
- 八田座長より、今回の提案者である真珠養殖業者は、真珠養殖区画行使料を取られており、それ以外にも算定根拠が不明な行使料もとられていると言っているが、これは違法であるのかと質問。
- 菅家課長より、「行使料」と名目上書かれても、実態として漁場管理や施設利用料である場合もあり、また、他の漁業権漁業の可能性もあるため、具体的な提案者の状態が分からないと、直ちに違法かどうかまでは言えないので、この場では答えられないと回答。
- 最後に、八田座長より、こちらも、提案者に行使料について詳細を省庁に見せていいか確認するが、水産庁としても調査するべきではないかと発言。また、行使料に関する通知と漁協を都道府県知事が指導する根拠が分かる資料を提供いただきたいと発言。
- それに対し、菅家課長より、繰り返しになるが、漁業権の免許は自治事務であり、行使料は漁協ごとに定められているため、具体的な事例が分からない状態でどこまでできるかわからないが、こちらでも調べると回答。また、区域会議が行政処分をする事例及び行政争訟の主体が誰になるのか教えていただきたいと質問したところ、原委員より、「そんなことをこちらから説明しなければならないのか！水産庁で調べるべき話だろう！」との返答があったため、こちらで調べて分からなかった場合に、再度質問させていただく返答。

真珠に関わる漁業権の民間への規制緩和に係る提案

【提案内容（公表不可）】

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

水産庁の通知発出等と国家戦略特区ワーキンググループにおける議論

日付	事項
平成27年10月28日 国家戦略特区 ワーキンググループ	<p>八田達夫座長：提案者である真珠養殖業者は、「真珠養殖区画行使料」を取られており、それ以外にも算定根拠が不明な行使料も取られていると言っているが、<u>水産庁としても調査するべきではないか。</u></p> <p>菅家秀人水産庁企画課長：こちらでも調べる。（提案に関して、区域会議という調整主体が行政処分をすることもあり得ず、区域会議が免許することは考えられないが）区域会議が行政処分をする事例及び行政争訟の主体が誰になるのか教えていただきたい。</p> <p>原英史委員：<u>そんなことをこちらから説明しなければならないのか！水産庁で調べるべき話だろう！</u></p>

⇒平成27年11月18日：「真珠養殖を内容とする区画漁業権について（照会）」（27水管第1618号 水産庁漁政部長・資源管理部長通知）（「真珠養殖の区画漁業権に係るアンケート」の提出依頼）
 平成28年3月25日：「真珠養殖業を内容とする区画漁業権の運用について」（27水管第2359号 水産庁長官通知）（上記アンケート実施の過程で、真珠養殖業を内容とする区画漁業権を管理していないのに漁業権管理名目で負担金を徴収していると疑われる事例があったとして発出された技術的助言）

平成28年9月7日 国家戦略特区 ワーキンググループ	<p>八田座長：漁業権の行使料の場合には、（電力のように）料金規制まではしくとも、ガイドラインは示すべきだし、そこを逸脱したようなものは許さないという規制は必要。</p> <p>中裕伸水産庁漁政部企画課長：（養殖業者の）納得を得ないままお金を取っているような実態があるのか、今、（県の把握状況を）調査している。</p> <p>八田座長：これから、（本間正義）委員が御指摘したように、少なくともこれ（養殖業者の金銭の支払実態について特に把握していないという8県）の<u>調査をしていただきたい</u>のと、原委員が指摘されたように（金銭徴収の適正化に向けた方針を）県が必ずしも直接出さないものについても、もし使用料とかを取るならば、その根拠がどうであるべきかということの基準、その考え方を伺いたい。</p>
平成28年11月22日 国家戦略特区 ワーキンググループ	<p>水産庁、「「真珠に関わる漁業権の民間への規制緩和」に係る国家戦略特区ワーキンググループからの論点について」を提出（8県についての調査結果、金銭徴収の適正化の考え方等）</p> <p>八田座長：私どもが聞いた事業者は、とにかく本当にわけのわからない金額で、根拠がわからないという。まずは取ったお金を何に使っているかということを公表させるところが第一弾で、<u>どういうものなら許せる</u>というこのガイドラインがどうしても必要であると思う。</p>
平成29年1月18日 国家戦略特区 ワーキンググループ	<p>水産庁、「真珠区画漁業権の運用に係る実態調査の結果を踏まえた対応について」を提出。※同資料においては「何が許容可能で何が不適切なのかの基本的な考え方とともに、典型的に許容可能な事例と不適切な事例を示したガイドラインを策定することとした。」と説明されている。</p> <p>藤原豊内閣府地方創生推進事務局審議官：（ガイドラインの）スケジュールの目途は。</p> <p>八田座長：<u>今年度（平成28年度）中でいいのです。</u>非常に前向きなお返事。</p>
平成29年3月16日 国家戦略特区 ワーキンググループ	<p>水産庁、「真珠養殖において漁業協同組合等が徴収する負担金等についての指針（案）」を提出。※1月18日に議論された「ガイドライン」に相当するものとしてワーキンググループで議論されたが、公表に至っていない。</p>

国家戦略特区：WG委員支援会社が提案者から指導料 200万円、会食も

毎日新聞 2019.06.11 東京朝刊 1頁 政治面 (全986字)

政府の国家戦略特区を巡り、規制改革案を最初に審査するワーキンググループ（WG）の原英史座長代理と協力関係にあるコンサルタント会社が、2015年、提案を検討していた福岡市の学校法人から約200万円のコンサルタント料を受け取っていた。原氏は規制緩和の提案を審査・選定する民間委員だが、コンサル会社の依頼で、提案する側の法人を直接指導したり会食したりしていた。（26面に関連記事）

国家戦略特区では、獣医学部新設が認められた学校法人「加計学園」理事長が、規制緩和を最終決定する側の安倍晋三首相（特区諮問会議議長）の親友で、「利害関係者を優遇したのでは」と国会で追及された。内閣府によると、原氏ら民間委員に提案者との利害関係を規制するルールはなく、特区制度自体の公平性・中立性が改めて問われそうだ。

この会社は「特区ビジネスコンサルティング」（特区ビズ、18年6月に特区業務から撤退し、「イマイザ」に商号変更）。15年1月に設立され、少なくとも同年3～12月、原氏が代表を務める政治団体「土日夜間議会改革」と同じマンションの一室（東京都千代田区）に事務所を設置。特区ビズの社長は、政治団体の事務も担当していた。

広報資料などによると同社は15～16年、数十件の特区提案にコンサルタント業務などで関与。このうち少なくとも福岡市中央区の美容系学校法人が、日本の美容師資格を持ちながら国内で就労できない外国人を特区内で働けるようにする規制改革を希望し、同社にコンサル料を支払った。

法人などによると14年11月以降、原氏らは法人側と福岡市内でたびたび面会。法人副理事長（当時）は原氏と市内の料理屋で会食し、費用は法人が負担した。副理事長はコンサル料の支払いを認め、「特区ビズの方として原氏と会った。提案書の書き方を教わった」と語った。提案は15年1月、特区ビズ社名で内閣府に提出され、WGで審査中だ。

元経産官僚の原氏は、特区を用いた新制度「スーパーシティ法案」の基本構想をまとめた政府の有識者懇談会でも座長代理を務める。毎日新聞の取材に「（同社に）協力はしているが（コンサル料は）知らない。会社と私は関係ない」と説明した。内閣府は「委員が提案者の相談に応じ、制度を紹介するのは通常の活動」としつつも、同社と原氏の関係は「事務局として承知していない」と回答した。【杉本修作、向畠泰司】

毎日新聞

本サービスの収録内容に関する著作権その他の権利は、毎日新聞社または各権利者に帰属します。
無断転載など権利侵害となるご利用はお断りします。(C)THE MAINICHI NEWSPAPERS. All rights reserved.

令和元年11月7日 農林水産委員会 立憲・国民・新緑風会・社民 森 ゆうこ
出典：2019.06.11毎日新聞記事より

毎日新聞

WG座長代理が特区ビジネス支援 「周知活動として当然」 原英史座長代理との一問一答

毎日新聞 2019年6月11日 03時00分 (最終更新 6月11日 03時00分)



原英史氏=国会内で2017年7月25日、川田雅浩撮影

力と呼ぶならば、そちらじゅうに協力している。

記者 あなたが代表を務める政治団体「土日夜間議会改革」と特区ビズが同じ住所なのはなぜなのか。

原氏 政治団体の経費支出処理などについて特区ビズに業務委託していた。事務所は特区ビズが借りていたもので、業務委託の一環として対価を払って部分的に利用していた。

P1

2019/11/06

原氏 人の会社のことは知らない。知らないけど、普通は何かの取引関係があってやってるんでしょ。それは僕のあずかり知らないところで、関係がないこと。

記者 学校法人側は、原氏の訪問も含めてコンサル料を支払ったとの認識だ。

原氏 だって、僕は頼まれたらどこにでも行くから。例えば、経済団体などがお金をもらって開くセミナーでも話すことはある。

記者 学校を訪問した後に会食してごちそうになったか。

原氏 食事ぐらいは行ったと思うが、記憶はない。

記者 支払いは誰が。

原氏 そんなに厳密にはしていない。基本は一方的に支払いをしてもらうのではなく、1回出してもらったら次は出すとか。あるいは割り勘にするとかやっているはず。それ以上の記憶はない。

記者 先方は会食代を負担したとも言っている。提案者と会食することに問題はないのか。

原氏 提案を出した人と飯を食うな、金銭関係も一切なしにしろと言わいたら、僕は社会で生きていけない。

記者 特区ビズのように営利目的でやっている企業に、ワーキンググループの委員が協力することに問題はないのか。

P3

令和元年11月7日 農林水産委員会 立憲・国民 新緑風会・社民 森ゆうこ
出典：2019.06.11 毎日新聞デジタル記事より森ゆうこ事務所作成

記者 あなたが社長を務めるコンサル会社「政策工房」のスタッフが特区ビズのスタッフにもなっているのはなぜなのか。

原氏 うちも副業自由なので兼業させていた。

記者 政策工房と特区ビズは関係が深いようにみえるが。

原氏 政策工房に関しては、(私が)国家戦略特区の委員をやっているので、一切その(特区)関連の仕事はやっていない。

記者 外国人美容師の関係で、福岡市の美容系学校法人を訪れていると思うが。

原氏 思い出した。1回会いに行った。何年何月とか場所とかは覚えてないけど。忙しい時期だったが時間を作つて行った。

記者 どのような経緯で訪問したのか。

原氏 特区ビズから説明してほしいと言われて行った。

記者 学校法人側は提案に関してあなたから指導を受けたと言っている。

原氏 (特区制度の)周知活動の一環として当然やる。指導しても全然問題ないと思う。「あそこ面白い提案があるかもしれないから説明して」と頼まれれば行く。

記者 法人側が特区ビズにコンサル料を支払っていたのは知っていたか。

P2

2019/11/06

原氏 特区ビズでもなんでもいいが、その人に頼まれたら説明するし、依頼元の会社から直接言ってもらえば、直接説明する。それだけ。

記者 特区制度の方針である公平性、中立性に問題はないのか。

原氏 規制改革提案の話は排他的ではない。僕は日本人全員に提案してほしいとすら思っている。単に提案をしてもらう人だから(直接説明することは)議論に何の影響もない。

記者 ワーキンググループの委員は提案者と利害関係はないということか。

原氏 絞り込むプロセスには利害関係が出るが、規制改革はいい提案を出してもらって突破していくもの。利害が反するものではない。金をもらったら(上部の)諮問会議に上げるとかそんなパ力な議論はしていない。

記者 ワーキンググループの委員には、提案を選定する役割もあるが。

原氏 重要な課題かどうかをきちんと審査して、優先順位をつけているだけ。規制改革の重要度の観点でやっていて、知り合いかからとかそういうことは関係しない。

記者 国民に誤解を生まないか。

原氏 生まない。

P4

2019/11/06

会社概要

社名：株式会社 特区ビジネスコンサルティング

設立：2015年1月16日 所在地：東京都千代田区飯田橋1-9-5 天野ビル302

・顧問

高橋洋一（嘉悦大学教授、元・内閣参事官）
東京大学理学部卒、博士（政策研究）大蔵省（現・財務省）入省。理財局資金企画室長、プリンストン大学客員研究員、内閣府参事官（経済財政諮問会議特命室）、総務大臣補佐官、内閣参事官（総理補佐官補）などを歴任。小泉・安倍内閣で「改革の司令塔」として活躍後、退官。金融庁顧問などを務める。
主著に『財投改革の経済学』（東洋経済新報社）、『さらば財務省』（講談社、08年山本七平賞受賞）
『日本国の深層』（講談社）、『日本経済の真相』（中経出版）、『経済復活』（文芸社）など。

石津賢治（前北本市長）

東京大学法学部卒。1991年北本市議会議員に当選、2003年北本市長選挙で当選、2015年まで3期を務める。
市民税減税条例案可決など任期中の改革多数。

・社長

松島 凡
上智大学哲学科卒。1993年より日本出版販売に勤務。映画制作、出版等の新規事業にかかわる。
ミシュランガイド東京2008の日本側販売企画を担当、初版12万部完売。
東京プレスクラブ出版発行人 書籍発行多数。
2015年より特区ビジネスコンサルティング代表。

・ディレクター

黒澤武邦（早稲田大学公共経営大学院非常勤講師）
早理工卒、早大院修士、米ペンシルベニア大学都市計画学博士。佐賀大学低平地研究センター講師
、自民党系政策シンクタンク主任研究員、衆参・与野党の国会議員政策担当秘書などを務める。地
域レベルから国レベルの政策研究や、政治・政策立案の現場に研究に携わる。早稲田大学公共経営大
学院非常勤講師も兼務。著書に『自治体経営学入門』（共著：一藝社 2012 年）、『できる総理大臣
のつくり方』（共著：春日出版 2009 年）、『地域づくり新戦略 自治体格差時代を生き抜く』（共
著：一藝社 2008 年）。

2015年度 カッコ内共同提案者

- ・新型美容能力試験の地域限定導入 (美容専門学校)
- ・クールジャパンと外国人材 (港区 区議会議員)
- ・港区旅館業法特例 (港区 区議会議員)
- ・ふるさと選挙制度
- ・公務員被選挙権
- ・嘉悦大学教育ホールディングス (嘉悦大学)
- ・外国人就労に関する特区提案 (公益社団法人ニュービジネス協議会、一般社団法人東京ニュービジネス協議会)
- ・厚生労働省の一部業務の地方移管・民間委託
- ・真珠に関わる漁業権の民間への規制緩和
- ・どぶろく特区消費地拡大
- ・エリアマネジメント特区
- ・アーバンデザイン特区
- ・観光客向け自家用車ライドシェアの導入
- ・漁業体験ツアー
- ・市川インバウンド観光特区 (行徳漁業生産組合準備委員会)
- ・特別免許制度の弾力的運用
- ・被選挙権引下げ (宮崎県小林市市議会議員)
- ・美容・利用シェアリング
- ・墓地コンセッション特区
- ・獵師体験民宿特区

2016年度

- ・昭和村外国人材活用特区 (昭和村)
- 他 多数

©特区ビジネスコンサルティング

原氏が代表を務める政治団体の(8)
政治資金収支報告書

(その1)

収 支 報 告 書

〒102-0083

1 主たる事務所の所在地
東京都千代田区麹町3-12-1
403

(ふりがな)

どにちやかんぎかいかいからくちほうきかいをかえるちよだくかいざ
土日夜間議会改革・地方議会を変える千代田区会議

3 代表者の氏名
原 英史

4 会計責任者の氏名
黒澤 武邦

5 平成 27

現在は消されている
特区ビズ社の電話番号と
この政治団体の電話番号は同じ

※該当箇所に□レのこと。

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 合	党 部 團 體

現在は消されている
特区ビズ社の会社概要と
同じ住所

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> その他政治団体の支部	都 内

特区ビズ社のディレクターと
同一人物

資金管理団体の有無	
<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> レ 無

<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体

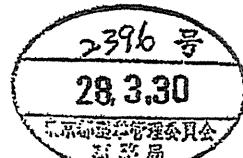
公職の種類 _____ (現・候)

公職の候補者の氏名 _____

資金管理団体の届出をした者
の氏名 _____

公職の種類 _____ (現・候)

受付	審査	確認
	V	
消込	パンチ	照合



(※) 資金管理団体の指定の期間				
平成 年 月 日 から				
平成 年 月 日 まで				

(※) 国会議員関係政治団体に関する特別の適用期間				
平成 年 月 日 から				
平成 年 月 日 まで				

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合は記入のこと。
※報告対象年の途中で資金管理団体に該当した場合又は該当しなかつた場合は記入のこと。

支出負担行為即支出決定決議書

支出負担行為をする		検査年月日
支出負担行為担当官		平成 年 月 日
支出負担行為を確認し併せて支出決定する		入力者
支出官		物品管理簿登記年月日
		平成 年 月 日

整理番号	発議年月日	確認予定期間	年度	負担官区分	相殺請求番号	請求書提出年月日	案件番号
0126528	27.11.18	27.11.18	27	01			

所管管	06 内閣府		
会計	00000 一般会計		
部局等	010 内閣本府		
項目	010 内閣本府共通費		
目の細分	0GO110 賞賛金		
細分	国家戦略特別区域諮問会議謝金		
債務者名			
主住所			
金融機関			
預貯金種別	口座番号	金額	円
外貨名		外貨額	
受入年度			
及び 受入科目名			
負担区分	01 通常		
支出決定区分	01 通常		
支払方法	支払時期	1 通常	
積算額	円 最終表示	未積算額	円
分任官			
分任官整理番号			

摘要要
※賞賛金：国家戦略特区WG関係省庁等からのヒアリング (10 / 23)

局課	77 地方創生推進室
工事	
仕訳区分	5215 その他の経費
勘定科目(借方)	184100000000 その他の経費
勘定科目(貸方)	020500000000 未払金
予算事項	004 重要政策に関する会議等に必要な経費
主要経費別分類	95 その他の事項経費

発議係 コード	内訳 種別	件数	関連番号	支払回数	略科目 コード	課税対象 表示	債主別 出力区分1	支払事績 出力区分2
03	2	2			001361			
支払予定期間	27.11.30	精算予定期間						

国庫債務負担行為整理番号	設定年度
国庫債務事項	
電文番号	00333

債主内訳書

整理番号	納付書区分	人 数
0126528	201	1

内訳頁	最終表示
1	1

特 例 振 替 受 入 科 目 名	27年度 0001-1016-000-000 国税収納金整理資金		
	氏名 又は 名 称	原 英史	ハエイジ
債 主 住 所			
金融 機 関 店 舗			
預貯金種別	口座番号	金額	円
支払方法	課税対象表示		
債 主 住 所	000414581 麻町税務署		
金融 機 関 店 舗	東京都千代田区九段南1-1-15 日本銀行		
預貯金種別	口座番号	金額	円
支払方法	1 振替	課税対象表示	
債 主 住 所			
金融 機 関 店 舗			
預貯金種別	口座番号	金額	円
支払方法	課税対象表示		
債 主 住 所			
金融 機 関 店 舗			
預貯金種別	口座番号	金額	円
支払方法	課税対象表示		
債 主 住 所			
金融 機 関 店 舗			
預貯金種別	口座番号	金額	円
支払方法	課税対象表示		
債 主 住 所			
金融 機 関 店 舗			
預貯金種別	口座番号	金額	円
支払方法	課税対象表示		
債 主 住 所			
金融 機 関 店 舗			
預貯金種別	口座番号	金額	円
支払方法	課税対象表示		

監文通番 00833

国家戦略特区ワーキンググループ関係省庁等からのヒアリング

1. 日 時 平成28年11月24日(木) 13:00~16:30

2. 場 所 永田町合同庁舎7階 特別会議室

局名	役職	氏名	職名	有識者	議論の有無
内閣府	地方創生推進事務局	局長	佐々木 基	室員	— ○
内閣府	地方創生推進事務局	次長	川上 尚貴	室員	— ○
内閣府	地方創生推進事務局	審議官	藤原 豊	室員	— ○
アジア成長研究所 所長 大阪大学社会経済研究所 招聘教授		八田 邸夫	有識者	○ ○	
順天堂大学客員教授 医療法人社団親志会瀬田クリニックグループ代表		阿曾沼 元博	有識者	○ ○	
株式会社政策工房 代表取締役社長		原 英史	有識者	○ ○	
国際基督教大学教養学部客員教授 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授		八代 尚宏	有識者	○ ○	
学習院大学経済学部経済学科教授		鈴木 亘	有識者	○ ○	

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成28年11月24日（木）15:32～16:03
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授

<提案者>

青山 真二 外国人雇用協議会参与
奥田 将己 外国人雇用協議会事務局、（株）政策基礎研究所パートナー兼主任研究所
國峯 孝祐 外国人雇用協議会事務局

<事務局>

藤原 豊 内閣府地方創生推進事務局客議官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 外国人就労適性試験
- 3 閉会

○藤原審議官 それでは、続きまして、一般社団法人外国人雇用協議会からの御提案でございます。

重点項目にもなってございます外国人の受け入れという中で、とりわけクールジャパン人材については仕掛かり事項になっております。次の国会で予定されておりますような改正特区法の一部改正法案の中にも、この具体的な措置を盛り込んでいく中で、必ずしもクールジャパンだけではないとお聞きしておりますけれども、こういった外国人の留学生の受け入れなどについて、一つの御提案を今日頂戴したいと思います。

それでは、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 お忙しいところお越しくださいまして、ありがとうございます。

それでは、早速御提案につきまして、御説明をお願いいたします。

○青山参与 それでは、私ども一般社団法人外国人雇用協議会ということで、本日、私、事務局参与の青山でございます。それと、事務局の國峯、奥田、3名で御説明させていただきます。

1 日時 平成28年11月24日（木）15:32～16:03

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
また、1ボンの「クールジャパン人材」ところを御覧いただきますと、幾つかあるのですけれども、1つは**大阪大学社会経済研究所招聘教授**行の制度だと技能と

<提案者>の中、10年以上の実務経験を有する海外の外食について認められているのですけれども、1つは**青山 真二 外国人雇用協議会参与**

かつ、外食であっても認めてはどちらかとも言えず、料理だけではなくて、フロアサービスについて認めています。これが、外食の外食としているのです。

國峰 孝祐 外国人雇用協議会事務局見ていくなくて、後ほど説明させていただく実験制度というのを創設して、一定の技能があるということを試験で確認した上で、10年以上の実務経験がなくてもビザを認めるというような制度を提案させていただけます。

2ページ目なのですけれども（2）の美容分野のところですね。これについては、そもそも、美容師資格を取得してもビザがないという状況ですので、美容師の資格取得者にはビザを認めるというような提案をさせていただいている。また、美容師の資格取得の前であっても、例えばシャンプーとかについての資格を設けて、これら就労を認めていいのではないかということを考えております。

3つ目が「新・高度人材」と我々が言わせていただいているものなのですけれども、これは何かといいますと、今、高度専門職といいますのがあるのですが、これだと例えば企業とか研究所とか、何か組織に属している人に限定して高度人材を認めるという制度になっています。ただ、グローバルで活躍するような方の多くはかなり自由度の高い人生設計を選ぶということで、フリーランスの高度人材がかなりいるのではないか。したがって、企業とかに属していないフリーランスの高度人材の受け入れを拡大していくべきではないかというように考えていて、実際、3ページ目に書かせていただいているのですけれども、海外ではそういう事例が幾つかあるという状況ですので、この点を提案させていただいております。

加えて、例えば大学を卒業した後に起業精神を持って起業活動したいという人が、現在だと例えば500万円の資金調達が条件になってしまっていたり、かなりその辺の制約が厳しい状況ですので、例えば海外で例にあるポストスタイル・ワーク、ビザなどを参考にしながら、大学卒業後に例えば2年程度、起業活動のための在留を認めるといったことも認めるべきではないかと考えております。

3ページ目の（4）のところですけれども、それ以外のクールジャパン人材です。アニメとかファンションの分野なのですけれども、このあたりがかなり規制当局の裁量行政が幅広くて、どういった場合に認められるのかというところが曖昧な部分がありますので、後ほど5番のところで御説明させていただくのですけれども、相談センターのようなところを国家戦略特区の枠組みを活用して創設して、明確化を図るということをすべきではないかと考えております。

令和元年11月7日 農林水産委員会 立憲・国民 新緑風会・社民 森ゆうこ

出典：内閣府国家戦略特区ホームページ 平成28年度関係省庁からのヒアリング議事要旨より森ゆうこ事務所作成

なお本日、私どもの協議会でいろいろと情報交換させていただいている浜松市のはうから国際課長の石塚さんと同席していただいております。浜松市は外国人の雇用相談センターの機能を既にスタートされておりまして、地方でスタートしていることから、私どももいろいろ意見交換ということで情報交換をさせていただいている中、今後もいろいろと共同させていただければということで御同席させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

なお冒頭、恐縮でございますが、今日後半の部分に民泊の関係で私どもの外国人雇用協議会としても関係している事項がありますので、5分間、民泊のことでお時間をいただきたいと思いますので、御了解ください。

○藤原審議官 議事にもそれを入れておまりして、また最後の数分間でございますけれども、ペイライアン株式会社様からの特区民泊の全国展開の御提案も頂戴することにしておりますので、よろしくお願いします。

○青山参与 ありがとうございます。

それでは、早速プレゼンのほうに入させていただきます。

まず、私のほうから、協議会としての紹介をさせていただきたいと思います。

昨今、言うまでもなく、これから先、日本における労働力不足ということで、もちろん女性の活躍する場とか、シニア層のまだ大力のある方にどんどん仕事をしていただき労働力不足を補うということをございますけれども、私どもが今回提案する、外国人の方々が日本に来て雇用する、働いてもらうといったものをベクトルに、今回、協議会を立ち上げたというところございます。

昨年末から融資が集まって、発足会をして、準備会を誕生させまして、今年の4月から正式に協議会として一般社団法人として登記させていただいております。

なお、お手元に1枚の設立趣意書というのがございますでしょうか。こちらのほうに記載されていますように、役員としましては、堺屋太一氏を会長という形で司っていただきまして、A.T.カーニーの日本法人会長の梅澤高明氏を副会長、顧問には御覽の方々の有識者、理事のほかのメンバーには、実際に外国人を雇用されて、ニーズを日々おおしゃつていただいているような企業の方々に理事として加わっていただいております。こういう形で実際、4月からスタートしたというところでございますので、つきましては、今回の外国人受け入れ拡大に係る政策提言という形で早速プレゼンのほうをさせていただきます。

お願いします。

○國峯事務局 國峯と申します。

「外国人材受け入れ拡大に係る政策提言」という紙があると思うのですが、こちらでかいつまんで御説明させていただければと思うのですけれども、大きく今回提案させていただいているのはクールジャパン人材という1番のところと、インバウンドという分野ですね。それから、その他中核技能人材という、大きく分けて3つについて提案させていただいて

2

浜松市のほうから国際課長の石塚さんに同席していただいております。

2つ目の「インバウンド」分野ですが、1つ目がホテルとか観光の分野で、例えばホテルなどで一と、なかなかフロントとかの外国人雇用というのは認められにくい状況にあるのですけれども、ただ、そういった店頭の業務とかも含めて、試験制度で一定の技能水準があると認められれば在留資格を認めていいのではないかと考えてまして、ホテルとか観光の分野での人材受け入れを拡大すべきではないかと考えております。

2つ目が警備の分野なのですけれども、これは2020年にオリンピックが開催されるといいまして、海外ではかなり警備の技術というものが日本に比べても発達しているということもあります。これもやはり経験年数に基づいて、かなり高度な技能を持つ警備員について積極的に受け入れるべきではないかと考えております。

3番目は「流通」分野ですね。これは小売分野なのですけれども、特におもてなし文化といえるような高度な接客対応というような、接客対応の技術というのをはからせていただいて、かなり高度な接客対応を行える方は単純労働ではないということで、積極的に受け入れてもいいのではないかと考えております。

次に、3つ目が中核技能人材というところなのですが、こういったフードとかホテルなどの近接の分野で、例えば輸送の分野、運転手とか、こういったところも技術の幅はかなり広いので、かなり高い技術を持つ輸送分野のドライバーなどについては、一定の技能水準を試験で確認した上でビザを認めるということを認めるべきではないかと考えております。

4つ目ですが、これが今まで御説明していた中で出てきた試験制度なのですけれども、一定の技能を測るための水準を試験で制度化して、一定の技能水準のある者を受け入れるという試験を創設することを提案させていただいております。

次に6ページ目の6番目ですが、これは先ほど申し上げたように、入管行政の裁量がかなり幅広くて、どういった場合にビザが認められるのかというのをかなりわかりにくくなったりとか、非常に時間がかかってしまったという問題がしばしば聞かれますので、今、日本人の労働については国家戦略特区の雇用労働相談センターという制度があると思うのですけれども、これの外国人版という形で、国とか自治体、民間が一体となった相談窓口というのを入管とは別途創設して、柔軟に相談できるようにするというセンターをつくるということを提案させていただいております。

○青山参与 この提案に至るまでは、先ほど申しました、4月に私どもの協議会が正式に発足してから、毎月最低1度、あるいは部会に関して言いましたら2度、3度と、いろいろな実際に從事されている企業の方々、あるいは有識者の方々の中でいろいろと協議をしながら固まってきたものもあります。こういった点を踏まえて、今回、提案をさせていただきました。

どうぞよろしくお願いいたします。

○八田座長 どうもありがとうございました。

4

今の日本の外国人受け入れ政策が非常に硬直的だというのはそのおりなので、これをいろんな形で彈力化しないといけないと思うのですが、その一方で、法務省のとっている基本的な方針があります。すなわち、まず、高度人材はダイバーシティのために、アメリカなどよりもっと積極的に受け入れる。その一方でそれ以外の人は受け入れない。それは格差の拡大を防ぐためだというわけです。この考え方方はそれなりになかなか説得力があると思います。

その原則を買くならば、例えば医師も弁護士ももっと入れるべきで、高度人材を入れていいなさすぎたさすぎたと思うのです。だから、まず、その原則を徹底しろということは言えると思う。トランプ現象でもブレゲジット現象でも、安い労働者が入ってきたら、本当に怒りを買いますからね。格差を拡大してしまっていということは、非常に正當な気遣いだと思いますが、この原則論に関して、まずはどういうふうにお考えですか。

○國峯事務局 その原則は、我々はその考え方を前提として考えていました、まさに高度人材というところを今回、試験制度をつくって、一定の技能を持つ者ということに限定して受け入れるということを考えています。それでもかなり今、硬直的に、技能を持っていてもなかなか受け入れられない部分があるので、その部分を試験制度で測って、より柔軟に入れたらどうかというのが基本的な我々の考え方です。

○八田座長 そうすると、格差を拡大しないための万全の策はとるということですか。

○國峯事務局 おっしゃるとおりです。

○八田座長 ということは、相当給料のいい人たちを入れるということですね。

○國峯事務局 そうです。

○八田座長 もう一つは、医師とか弁護士とかなら別に普通に条件をとってもらって、国籍も取ってもらって、あまり問題は起きないと思うのですけれども、例えば美容師の場合、ちゃんと美容師学校へ行って、日本人と同じように技能があって、日本でいろいろやつてもらうと修練にもなるし、日本の美容文化を外国に広めるという意味があるけれども、給料は決して平均よりは高くなっています。それでも受け入れるメリットがあるだろうと考えられるけれども、それは期間限定で、永住権という話ではないだろうと思うのです。さきほどは、許可期間についての言及がなかったのですが、この辺についてはどうお考えですか。

○國峯事務局 この点は、基本的には現行の制度のように、3年程度をイメージして考えていまして、特にずっといるというよりは、期間限定ということを前提に考えております。

○八田座長 とするならば、理由さえつけばかなり低い給料のところでもいいという話ですか。

○國峯事務局 期間についての詳細は今後また詰めていきますが、試験制度でどこまでの技能の者を認めるかというところの議論になってくるかなと思っています。

○八田座長 試験制度のお話を伺う前に、例えば美容師などは日本の国家試験に受かっているわけですね。しかも日本語で。すると、それはこここの範疇の外ですね。ある意味、そ

んなものは当たり前ということですね。

○奥田研究員 こちらではまた試験の制度としまして、共通の基礎試験としまして、日本のビジネス一般で使われるコミュニケーションになじんでいるかどうかというところと、日本の一般常識的なところで地理的な話、文化的な話であったり、そういうところを問う試験というのを考えております。そちらは美容師であったりの専門的な技術の部分は、その上にまた制度を乗せていく形にしまして、基本的な部分というのが日本人と同じように、もしくは遜色ない形でできるようにするというのを証明する形でこの試験を活用してもらうといったところを考えております。

○八田座長 ということは、例えば美容師のように美容学校に行って、とにかく日本人とつき合って、試験に受かるところまで来たという人は、別に追加の試験を受けなくてもいいのでしょうか。それも受けないといけないのですか。

○奥田研究員 こちらが必須というわけではなくて、初めのうちは企業の側が日本人とコミュニケーションを取れる能力を持っているというのをわかってもらうためにするためで、実際、企業の方というのも、技術を持っているのはわかっていても、うまくビジネスコミュニケーションがとれるかどうかというのは未知の状態になっているので、そこを安心して企業の人が雇い入れてもらえるようにするというのが目的であります。

○八田座長 そうすると、逆に言うと、それは民間でそういう試験制度をつくったら、それで済むという面はないですか。例えば英検とかTOEFLとかは別に国家試験でも何でもないです。

○奥田研究員 現在のところでも、日本語力検定というか、国語力試験という形で日本語の能力をはかられているのはあるのですけれども、なかなかそれでも企業の方というのはビジネスコミュニケーションに対して不安というか、教育する手段というのがあつて、そのあたりがまだなかなか安定して制度としてない部分がありまして、そういった活動が行われます。

○八田座長 この試験制度は具体的にはどういう国家試験にされる予定ですか。

○青山参与 国家試験として目指す手前で、まずは、おっしゃいましたように、任意的なところで協議会としてスタートさせようというところです。ゆくゆくはできれば国家認定というか、そちらのほうに行きたいとは思っております。

○八田座長 そうすると、試験制度を民間でつくった場合、規制改革としては何を要求されるのでしょうか。

○國峯事務局 規制改革としては、先ほど申し上げた、例えば食の分野とか、ビザを拡大してもらうに当たって、試験制度を通して一定の技能が認められれば在留資格を認めるというような、在留資格を広げるというところの規制改革をお願いしたいと思っています。

○八田座長 食の分野も2種類あると思うのですが、1つは日本の調理学校を出たというような、先ほどの美容師とある意味で同じですね。2年、3年、日本人と一緒に勉強したと。そして、それが何年間か日本で働けるようにしてあげるというのは、美容師もちら

5

6

今、原さんがおっしゃったように、

らも両方とも大きな規制改革が必要だと思うのですよ。それとは別に、日本人と一緒に学校には行かなかったけれども、海外から来た人が日本でやるときにビザを割と簡単にできるようにしようという話ですね。すると、日本で調理学校と美容師学校に行った人すらビザをもらえないでの、それはすごく難しいのではないか。

○國峯事務局 国家資格を持ついれば、今回の試験制度との関係では基本的に試験は不要ということになるとは思うのですけれども、そこをどう設定していくか、今後検討していきたいところではあります。

○八田座長 建設労働者に関しては、日本は期間限定で開放しているのです。これはお給料がすごく高い人たちだから、格差を拡大しないので、あまり面倒くさいことは言わないで入れているわけです。このように給料が高い分野では、外国人労働者を入れていく制度をつくる必要があると思うのですが、今回の提案は、ここには位置づけられていないですね。

○國峯事務局 今回、そこの分野については特に検討対象としていません。

○八田座長 そういう①お給料も高く、緊急に必要な人たち及び②日本の専門学校を卒業した人たち、こういう人たちとは別のカテゴリーでやろうという話ですね。

○國峯事務局 そうです。

○八田座長 何か、これといういい例があるといいのですけれどもね。

ホテルとか、それはもうすぐ需要があるでしょうから、例えばインバウンドとか観光とか、そういうところに狙いを定めていることはありますか。そうすると、別に日本の変な専門学校なんか行く必要はない、理屈をつけられますね。向こうで経験がある人で、ある程度外国人の案内ということもありまするでしょうから、最低限日本のビジネスマナーができます、あとはどんどん役に立ってもらえるのではないか。

○奥田研究員 実際、福島県の例なんかで、こういった観光業のところが求人をして、外国人に対して求人を行って、応募の多かったところに対してちょっとまた営業をかけるみたいな感じで、就業に興味を持ってくれているということは日本に興味があって、お客様なんかもまた呼び込めることが期待できるということで、そういう外国人を雇うならではの循環といいますか、いい流れはつくることができるというのがあるので。

○八田座長 私が思うに、インバウンドのためには高度人材というよりは、要するに貴重人材ですね。そういう人たちを例ええばスキーのインストラクターとか、そういうのはどんどん積極的にやつたらいいと思うけれども、この試験は日本人相手のときの接客のビジネスのあれかなという気がしますけれどもね。そういうインバウンドは英語できちつとできればいいではないかという面もあるのではないかと思います。

今、カテゴリーが出てきたので、日本の専門学校を卒業した人、建設業者みたいにものすごく高い給料の人、今のようなインバウンドの人、いろいろなカテゴリーがあると思いますが、この試験が向いているところは何かというのがわかるといいと思います。

○青山参与 先ほど申しましたが、実際に理事のメンバーに当事者としてコンビニ、ホテ

ル、あるいは、ちょっと単純労働の方々もいるのですけれども、そういう方がこの検定を考える部会のほうにも所属していただいて、要するに企業としてのメリットとして、各企業から個々、皆さん応募した人たちを面接して、スキルを確かめて、ある程度オーラルテストもしてという形のプロセスは非常に大きく、その時間を要していたり、経費がかさむほうに行っているのですけれども、そういうことがこの検定を通じては企業メリットということをぜひ期待したいのだということも理事の皆さんから出ているのです。

ですから、一概に言うと単純労働というわけではないのですけれども、そういう部分も含めて、この検定に課されている期待というのはそういう部分も入っていると思います。

○八田座長 給料が安いところは格差拡大だから、コンビニとかはあり得ないでしょう。

コンビニのためにこの試験を受かったからいろいろ緩和するということはないですね。給料が安いところは除外して考えるべきだと思います。それで何かいい例があるかと。例えばインバウンド対応で働く外国人は貴重だから、給料はそれなりに高くなりますわ。だから、一定の給料下限を設けても需要があると思います。

インバウンドのホテルとか、交通とか、そこら辺、今、本当に人が足りないですね。それはある意味では先ほどの建築労働と似たようなカテゴリーをつくればいいのですか。

人が足りないから給料は高いと。それで、建築労働と違って接客業だから、今、原さんがおっしゃったように、日本人の対応もできるという最低限のところの試験をしたいということですね。

では、大体骨子はわかりました。

あと、もう一つの民泊のことが。これは別にしますか。

○藤原審議官 では、1回閉めますが、クールジャパンとインバウンドは掛け合わせの部分があると思いますけれども、通常国会に向けた具体策を法務省を含めて、議論していくたいと思っております。

○八田座長 クールジャパンは結構難しいけれども、インバウンドは、あそこほど業界団体の抵抗はないかもしれないし、そこに一定の基準があればいいなど。それは今までスキーの先生とか、アカデミックの先生とか、そういうのも含めてありましたけれども、もうちょっとそんな特殊なものではなくて、一般的なホテルとかそういうことです。

○藤原審議官 成長戦略にも書いてあります。ホテルなども広い意味ではそうですが、いわゆるおもてなしをして、母国の人々に来ていただいて、将来、母国に日本の産業・文化を普及していくということです。

○八田座長 日本人の格差拡大には絶対につながらないから、そこはまさに足りないところですからね。

○藤原審議官 そのあたりも含めて、関係省庁とも議論していきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 どうもありがとうございました。

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

1 日時 平成28年11月24日（木）16:03～16:10

2 場所 水田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長

大阪大学社会経済研究所招請教授

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<提案者>

青山 真二 ベイライン株式会社代表取締役

<事務局>

藤原 豊 内閣府地方創生推進事務局審議官

（議事次第）

1 開会

2 議事 特区民泊の全国展開

3 閉会

○青山代表取締役 では、貴重なお時間を借りります。

色々とお世話になりましたが、3年前の9月6日にこちらで民泊を御提案させていただき早3年を過ぎました。あの2日後にはオリンピックが決まり、非常に胸躍る気持ちでこれから民泊が活性化するのだろうなという中、3年間という時間が経過しました。

その後、色々な経緯がございましたけれども、いよいよ6泊7日から2泊3日と特区エリアでは期間が短くなったということで、前向きな方向に、非常に期待をしております。

今回、こちらの資料「特区民泊の全国展開および条例設定方式の変更」で、1枚提出させていただきました。実は、規制改革ホットラインの要望として、内閣府の規制改革推進室の受付フォームから提出させていただいたのですけれども、国家戦略特区に関する御提案であるということなので、特区側のほうに御提案をいただきたいというメールを頂戴したものですから、こちらのほうに提出させていただいたという流れでございます。

○藤原審議官 要するに、特区の全国展開の話はもう規制改革会議では受け付けずに特区のほうでやってくれという指導があったわけですね。

○青山代表取締役 そういうことでございます。ちゃんとメールで頂戴しました。

○藤原審議官 そのあたりの運用はかなり重要な参考資料になるものですから。

○青山代表取締役 間違いなく11月4日に着信をいただいております。

その流れで、民泊を提案した側としても、今の流れの中で期待をするところ大でもあります。恥ずかしい話、私が市川、浦安の地元行政をまだ巻き込めず、行政の理解も得られずの中、地元が特区として手を挙げておりません。地方行政の中での色々な壁とか、やる気のあるなしだとか、こういったことも体験させていただきました。

その中で、私自身、提案者としては、これを一日も早く全国展開したいと思っておりますので、今回、こちらのほうで2項目掲げさせていただきました。全国展開のお願いということで、今までこちらに書かれていますように、民泊に関しては全国で新たなるルールを設定する準備が進められているということで、上限、年間約180日以内という設定ということも聞いております。しかし、こういった新しいルールの検討というよりも、むしろ民泊ルール 자체の全国展開を是非検討いただけないかということが一つ。

それと、民泊ルールの条例の設定の方法ですけれども、現状では、特区民泊については条例を定めた自治体のみで認められていて、保健所を有する市・区単位で条例を定めるとなっております。かなり狭いエリアごとに民泊の可否やルールが異なっている状況で存在するとなっておりますので、こういうことは外国人などの利用者にとっては非常に理解が難しく、結果として今、御存じのように、脱法的と言うか、違法な民泊の利用にもつながっております。その中で、全国展開に際しては、あるいは、すぐにできない場合でも、条例設定方式を以下の2点でお願いできなかということです。

まずは、条例の設定そのものを不要とする。自治体単位での特別なルールを定めようとする場合は、条例で定めることにすると記載しておりますが、元々条例に前向きなところは、こういった自治体は前向きですから、それでお任せして良いと思います。

2点目は、少なくとも条例設定を都道府県単位としていただくことで、もっと活性化するのではないか。

この2点を今日お願いに上がりました。

以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございます。

原委員、何か御意見ありますか。

○原委員 元々2013年のときの民泊の初期提案をいただいていて、ただ、場所が特区にならなかったので、まだ事業ができていないと。

○八田座長 場所はどこでしたか。

○青山代表取締役 浦安市と市川市です。

○原委員 千葉県の中で、千葉市と成田市は入っているのですけれども、こちらは入っていないのです。

○青山代表取締役 地元の首長が色々と交渉させていただいたのですけれども、トラブルのことを非常に怖がっております。それと、トップとしての首長の積極的姿勢があればいい

1

2

平成28年11月24日（木）16:03～16:10

原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

いのですけれども、担当部課長の意見を集約すると、結果的にやらぬほうがいいという流れになっております。ということで、国がやっていいというのに地方がやらない。私は不動産業をやっていて、空き室は空き家問題と同じように非常に深刻な問題を抱えています。単なる民泊で事業が活性化するというだけではないのです。本当に不動産業として深刻な社会的リスクを緩和するという期待をしておりますが、残念ながら不動産業者もなかなか気付きのトリガーがないというのが実感で、業界に対して、地元に対して、周りの大企業に対して、もっとやりやすくしていただければ、やりがいがありますので、活性化は必ずすると思います。

○八田座長 ありがとうございます。

今後これを色々と一般化していくなければいけないことは事実なのだけれども、本當は市川市が頑張ってくれれば。

○青山代表取締役 むしろ選挙期間中はやるかみたいなことを言っていたのが、変わってしまいましたね。

○原委員 どうせ全国ルールを作るのですから、全国展開も併せて議論できたらいいと。

○八田座長 そうですね。タイミングの問題はあるけれども、まずは、いずれは必ずうちのやり方を全国展開するのがいいと思いますね。

○青山代表取締役 是非お願いしたいと思います。

○藤原審議官 特区の諮問会議でも、事業者の方からも、むしろスタンダードなルールだということで、同様の要望がありましたので、どこかでまた関係省庁ともタイミングを見ながら議論しないといけない項目だと思います。よくフォローさせていただきたいと思います。

○八田座長 どうもありがとうございます。

令和元年11月7日 農林水産委員会 立憲・国民・新緑風会・社民 森ゆうこ

出典：内閣府国家戦略特区ホームページ ワーキンググループヒアリング（議事要旨）より森ゆうこ事務所作成

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

1 日時 平成28年12月6日（火）16:28～16:58

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<関係省庁>

高橋 一郎 農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課外食産業室長

久知良 俊二 厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長

根岸 功 法務省入国管理局総務課企画室長

松尾 佳典 農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課課長補佐

吉岡 明男 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課課長補佐

<事務局>

藤原 豊 内閣府地方創生推進事務局審議官

（議事次第）

1 開会

2 議事 外国人受入れ拡大に係る政策提言について

3 閉会

○藤原審議官 それでは、予定されている時間が過ぎておりますので、ワーキンググループを始めさせていただきます。

最初に外国人受入拡大、特に今回は1年前の通常国会で成立をいたしました、施行後1年以内にクールジャパンの関係で具体的な措置をということで、国会でもそういった条文が通っているわけでございますけれども、クールジャパンの関係、それから、さらにインバウンドの関係の人材ということで、外国人雇用協議会からも御提案を頂戴し、ワーキンググループでも議論をいたしております。それにつきましての意見交換ということでお願ひできればと思っております。

それでは、原先生、よろしくお願ひします。

○原委員 ありがとうございます。では、よろしくお願ひいたします。

○高橋室長 農水省の外食産業室の高橋でございます。よろしくお願ひいたします。

今回、外国人雇用協議会からいただいた御提案は2点あると思っていまして、1つは料

2019/10/01 17:42 現在の情報です。

東京都港区赤坂二丁目12番21-402号
一般社団法人外国人雇用協議会

会社法人等番号	0104-05-014795	
名称	一般社団法人外国人雇用協議会	
主たる事務所	東京都港区赤坂二丁目12番21-402号	
法人の公告方法	当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。	
法人成立の年月日	平成28年4月28日	
目的等	<p>目的 当法人は、日本の言語・文化・ビジネス習慣に通じた質の高い外国人を企業が最大限に活用する環境を創出し、健全に外国人の国内就労を拡大することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 外国人就労関連制度の改善・改革に向けて、有識者を交えた研究会の開催、政府や関係機関に対する政策提言、公開シンポジウム・セミナーの開催2. 外国人雇用の実務に関する、企業向けのセミナー・研究会の開催3. 外国人材の育成・能力評価手法の確立、資格・検定の開発・運用4. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業	
役員に関する事項	<p>代表理事 池口小太郎</p> <p>代表理事 池口小太郎</p> <p>代表理事 原英史</p> <p>理事 池口小太郎</p> <p>理事 池口小太郎</p> <p>理事 泉澤摩利雄</p> <p>理事 泉澤摩利雄</p> <p>理事 楠本修二郎</p> <p>理事 楠本修二郎</p> <p>理事 國山広一</p> <p>理事 竹内幸一</p> <p>理事 竹内幸一</p>	<p>平成30年 6月26日重任</p> <p>平成30年 6月29日登記</p> <p>平成31年 2月 8日死亡</p> <p>令和 1年 8月23日登記</p> <p>令和 1年 5月31日就任</p> <p>令和 1年 8月23日登記</p> <p>平成30年 6月26日重任</p> <p>平成30年 6月29日登記</p> <p>平成31年 2月 8日死亡</p> <p>令和 1年 8月23日登記</p> <p>平成30年 6月26日重任</p> <p>平成30年 6月29日登記</p> <p>平成30年 6月26日重任</p> <p>平成30年 6月29日登記</p> <p>令和 1年 5月31日辞任</p> <p>令和 1年 8月23日登記</p> <p>平成29年 8月 9日辞任</p> <p>平成29年 9月20日登記</p> <p>平成30年 6月26日重任</p>